

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を平成28年12月9日として行った、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の交付決定処分のうち、法施行令6条3項の規定による障害等級を、2級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、これを取り消すこと又は1級へ変更をすることを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の病状は変化がない又は悪化している状態なのに、処分庁は、手帳の障害等級を、更新前の1級から本件処分において2級とした。

処分庁は、照会して得た年金証書の等級に追随して機械的に本件処分をしているが、総合的に判断するため、年金事務所への照会にとどまらず、主治医の診断書を徴する等の対応をするべきである。また、請求人は、厚生労働大臣が行った等級認定を不服とする審査請求を行っており、このことは周知されているのに、処分庁は拙速

に本件処分を行った。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月 6日	諮問
平成29年 5月23日	審議（第9回第2部会）
平成29年 6月27日	審議（第10回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については下記表のとおりと規定し、また2

項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。

障害等級	精神障害の状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- (3) 法 45 条 4 項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2 年ごとに、同条 2 項の政令で定める精神障害の状態（(2)の表の 1 級ないし 3 級のいずれか）にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。
- (4) 法施行規則 23 条は、法 45 条 1 項の規定にいう手帳の交付申請に添付すべき「厚生労働省令で定める書類」として、①精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書、又は②障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」、及び③精神障害者の写真を掲げており、同規則 28 条 1 項の規定によると、法 45 条 4 項の規定による更新の申請の場合にも、同様の書類を添付すべきものとされている。
- (5) 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）によれば、都道府県知事は、年金証書等の写しが添付された手帳の交付申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとされ、この場合、年金 1 級であれば手帳 1 級、年金 2 級であれば手帳 2 級、年金 3 級であれば手帳 3 級であるものとする、また、交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会するとされており（実施要領第 2・3・(3)）、さら

に、手帳の更新についても手帳の交付申請の場合に準ずるものとし、この場合に年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定は不要であるとされている（同第3・1・(2)）。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、実施要領の上記各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものである。

(6) 国民年金法30条2項は、障害基礎年金の障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとし、これを受けて同法施行令4条の6は、障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりと規定する。なお、同法施行令別表のうち、精神の障害に関連する部分を抜粋すると、下記のとおりである。

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1ないし8	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)
2 級	1ないし14	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人は、本件申請に係る添付書類として、国民年金証書の写しを提出した。これは、法施行規則23条及び28条1項が規定する

「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」（１・（４）の②）として提出されたものと理解されるところであるが、同証書写しによると、請求人が平成７年１１月に障害基礎年金１級（１０号該当）の受給権を取得した旨の裁定を受けたことは確認できるものの、現に年金の支給を受けているか否か、当初の障害等級がその後変更されているか否かまでは明らかではない。そのため、処分庁は、請求人の同意書を添付して、日本年金機構〇〇年金事務所長に対し、請求人の障害基礎年金に係る障害の種別、障害等級、具体的傷病名等について、照会を行ったものと認められる。そして得た回答によって、請求人は、「精神障害（統合失調症）」により障害等級２級１６号と認定されていることが確認されたものである。

そして、このことについて前記１（１）ないし（５）に述べたところを当てはめれば、本件申請に対し、請求人には障害等級を２級とする手帳を交付すべきこととなるものであり、本件処分は、前記１の各法令等の定めに基づいて行われたものと認められるから、違法・不当な点はない。

３ 請求人の主張について

請求人は、病状は変化がない又は悪化しているのに、更新前の１級から、本件処分において手帳の障害等級を２級とされたが、処分庁は照会して得た年金証書の等級に追随するのではなく、主治医の診断書を徴する等の対応をして総合的に判断すべきであると主張する。

このことにつき、法施行規則２３条及び２８条１項が規定するところによると、手帳の交付申請（更新も含む。）時に添付する書類として、診断書と年金証書とは択一的に掲げられているから（１・（４））、年金証書を添付した申請を受けた場合、都道府県知事は、診断書を審査することなく、手帳の交付をすることが法令上も予定されていると解せられる。「これは、手帳の発行手続を簡素化する

ために、障害年金を受けている場合は、年金証書の写し等を提出することにより、医師の診断書の提出を省略できることにしたものである」（精神保健福祉研究会監修「四訂精神保健福祉法詳解」（中央法規出版）500頁）とされており、実施要領においても、年金証書等の写しが添付された手帳の交付申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとし、この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級であるものとするとしてされており、このことは、手帳の更新の場合も同様とされている（1・(5)）。

障害等級の認定をこのような方法で行うことについては、法施行令6条が定める「障害等級の基準は、1級及び2級については国民年金の障害年金（厚生年金も同じ）の1級・2級と全く同じ表現とし、同じ程度の障害としたものである」（前掲四訂精神保健福祉法詳解522頁）ことを理由とするものであり（前記1(2)及び同(6)の各表参照）、また、法と国民年金法とは立法の目的は同一でないものの、そのことにより障害の程度の認定のあり方に差異が生じるとは特段考えられないことから、手帳の交付申請者が、精神の障害により障害基礎年金の給付を受けていることを証する場合については、厚生労働大臣により認定された障害等級を参照して、これに相応する等級を、手帳に係る障害等級として認定することに合理性があり、併せて手続の簡素化も図れるもので、適正・妥当な方法である。

したがって、本件の場合において、処分庁が、新たに診断書を徴し、又は請求人にその提出を促す等の措置をとる義務はないものである。

また、請求人は、厚生労働大臣が行った障害基礎年金の等級認定に係る審査請求を行っていることを処分庁も知っている旨主張するが、処分庁から年金事務所への照会に対しては、基本的に回答時点での障害種別及び具体的傷病名、障害等級が通知されるのみであ

り、等級の変更履歴や不服申立ての有無等を了知する機会はないものと認められる。また、審査請求が係属中ということだけで、厚生労働大臣の認定が根拠を欠くものとなるものでもない。

このほか、請求人は、本件処分が法1条（この法律の目的）及び2条（国及び地方公共団体の義務）に違反する旨の主張も行っているが、これらの規定は、障害等級の認定方法について、具体的に違法・不当の判断を行う根拠規定となるものではない。

以上のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来